

## 令和4年第8回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和4年12月5日（令和4年11月25日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和4年12月14日（水） 午後1時30分  
           散会 午後2時36分

4. 応招議員

| 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 奈須 正宜 | 2番  | 鍵本 亜紀 | 3番  | 野田 佳文 | 4番  | 日高八重美 |
| 5番  | 瀧田 均  | 6番  | 平野 一成 | 7番  | 和田 文雄 | 8番  | 宮田 博  |
| 9番  | 漆谷 光夫 | 10番 | 大屋 光宏 | 11番 | 中村 昌史 | 12番 | 辰田 直久 |
| 13番 | 石橋 純二 |     |       |     |       |     |       |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

| 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 奈須 正宜 | 2番  | 鍵本 亜紀 | 3番  | 野田 佳文 | 4番  | 日高八重美 |
| 5番  | 瀧田 均  | 6番  | 平野 一成 | 7番  | 和田 文雄 | 8番  | 宮田 博  |
| 9番  | 漆谷 光夫 | 10番 | 大屋 光宏 | 11番 | 中村 昌史 | 12番 | 辰田 直久 |
| 13番 | 石橋 純二 |     |       |     |       |     |       |

7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |    |    |    |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職名        | 氏名    | 職名       | 氏名    | 職名     | 氏名    |
|-----------|-------|----------|-------|--------|-------|
| 町長        | 石橋 良治 | 副町長      | 日高 輝和 | 総務課長   | 大賀 定  |
| 情報みらい創造課長 | 柳川 修司 | 地域みらい課長  | 田村 哲  | 財務課長   | 三上 和彦 |
| 町民課長      | 河野 博美 | 福祉課長     | 小笠原誠治 | 産業支援課長 | 白須 寿  |
| 建設課長      | 上田 修  | 水道課長     | 沖野 弘輝 | 医療政策課  | 口羽 正彦 |
| 保健課長      | 坂本 晶子 |          |       |        |       |
| 羽須美支所長    | 上田 康典 | 瑞穂支所長    | 三浦 康孝 |        |       |
| 教育長       | 大橋 覚  | 学校教育課長補佐 | 植田 啓司 | 生涯学習課長 | 三上 徹  |
| 監査委員      | 森脇 義博 |          |       |        |       |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局係長 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏名    | 議席  | 氏名    |
|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 中村 昌史 | 12番 | 辰田 直久 |

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

# 令和4年第8回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和4年12月14日（水）午後1時30分開会

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願の委員長報告

請願第2号 高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第3号 屋根付きテニスコート設置の陳情書

日程第4 議案の討論、採決

議案第109号 邑南町学校給食費条例の一部改正について

議案第110号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第111号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例  
の一部改正について

議案第112号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第113号 邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第114号 邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第115号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第116号 邑南町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第117号 邑南町子ども条例の制定について

議案第118号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号について

議案第119号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第4号について

議案第120号 令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号について

議案第121号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第122号 令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第123号 令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

議案第124号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について

日程第5 閉会中の継続審査または継続調査について

日程第6 議員派遣

## 令和4年第8回邑南町議会定例会追加議事日程（第5号の追加1）

令和4年12月14日（水）

追加日程第1 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第5号 高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）を求める  
意見書の提出について

令和4年第8回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

【令和4年12月14日（水）】

—— 午後1時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番中村議員。12番辰田議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 請願の委員長報告）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、請願の委員長報告を議題といたします。本定例会において、請願第2号、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願が、総務教民常任委員会に付託されております。請願第2号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野総務教民常任委員会委員長。

（平野総務教民常任委員会委員長登壇）

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 報告をいたします。令和4年12月14日、邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報

告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和4年12月5日。件名、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願。審査結果、採択。委員会の意見としましては、この請願は社会福祉法人邑南町社会福祉協議会会長、日野原哲夫氏、邑南町身体障がい者福祉協会会長、水野正行氏、あいサポメッセンジャー虹の会会長、寺本慎司氏より提出されたもので、障がい者の方を始め、高齢者の方が高速バスを利用するにあたり、島根県や西日本高速道路など関係機関に対し、点字ブロックや手すり、段差など、利用に支障のある設備の改善を働きかけるよう求めるものです。委員会で審査をした結果、委員全員が必要なことだという認識で一致し、全員賛成で採択することに決しました。措置、願意に沿って、島根県に対して意見書を送付し、各市区町村や西日本高速道路などの民間機関との連絡調整による施設改善を求める。報告は以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長登壇降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第2号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は、採択とすべきものであります。請願第2号、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、請願第2号、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）に関する請願につきましては、採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 陳情の委員長報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。令和4年第5回邑南町議会定例会において、陳情第3号、屋根付きテニスコート設置の陳情書が、産業建設常任委員会に付託されております。陳情第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●和田産業建設常任委員会委員長（和田文雄） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 和田産業建設常任委員会委員長。

（和田産業建設常任委員会委員長登壇）

●和田産業建設常任委員会委員長（和田文雄） それでは陳情審査報告をいたします。令和4年12月14日、邑南町議会議長、石橋純二様。産業建設常任委員会委員長、和田文雄。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情審査した結果、下記のとおり決定したので、邑南町議会会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。記、陳情審査報告について。受理番号、陳情第3号。付託年月日、令和4年9月5日。件名、屋根付きテニスコート設置の陳情。審査結果、採択。委員会の意見といたしまして、この陳情は羽須美ソフトテニス連盟・はすみソフトテニスクラブ会長、藤原光三氏、はすみスポーツ少年団団長、上田康典氏から提出されたもので、交流センターは設置から長年経過している施設である。各種大会を開催する場合の効率等を考慮し、ソフトテニスの環境のため、また交流センター近くに屋根付き2面コートの設置を望む陳情である。当委員会で審査した結果、陳情の要旨については十分理解できる。屋根付きコートの設置はスポーツの振興にお

いても重要で、町外からの利用者、合宿交流人口もさらに増加し、ソフトテニスを通じて地域の活性化が図られる。現場の状況から精査すべき点もあるが、整備の検討が必要であると判断した。陳情者の要旨に対し、町としてしかるべき調査を講ずるべきといたしました。以上のことから委員会として採択すべきものと決定し、邑南町議会として町は陳情の要旨実現に努力すべきとして全会一致で決しました。措置、願意に沿い、陳情書を町長に送付し、施設設置を求める。以上でございます。議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（和田産業建設常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択であります。したがって討論は、原案である陳情第3号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は 採択とすべきものであります。陳情第3号、屋根付きテニスコート設置の陳情書について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、陳情第3号、屋根付きテニスコート



設置の陳情書につきましては、採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第4 議案の討論・採決 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第4、議案の討論・採決。これより、議案の討論・採決に入ります。議案第109号、邑南町学校給食費条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 失礼します。4番、日本共産党、日高八重美です。議案第109号について反対の討論をします。議案第109号は、邑南町学校給食費条例の一部を改正する条例です。私は子供たちが健やかに成長するための支援として、学校給食は無償化するべきであると一般質問でも取り上げてきました。令和5年4月から小学校児童、教職員の給食費を16円値上げし、1食265円から281円に。中学校生徒、教職員の給食費を18円値上げして、1食300円から318円とするものです。これにより1年間の負担額は小学生5万6,200円、中学生6万3,600円になります。給食費の保護者負担を軽減する自治体が広がる中、逆行する施策ではありませんか。本年9月からの食材費高騰分の補助は新型コロナ感染症対策の臨時交付金を活用されました。来年4月からの値上げ分の経費は年間で273万円とお聞きしました。予算編成をする中で工夫できる金額ではありませんか。物価高騰で厳しい生活を強いられている子育て世帯には値上げをしないで対応すべきです。よって、この議案第109号に反対いたします。議員皆様の御賛同よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第109号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 賛成多数。したがって、議案第109号、邑南町学校給食費条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第110号、邑南町奨学基金条例の一部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第110号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋良治) 全員賛成。したがって、議案第110号、邑南町奨学基金条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第111号、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第111号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第111号、邑南町自治会館、  
多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定を  
いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第112号、邑南町町営住宅管理条例の一  
部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第112号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第112号、邑南町町営住宅管  
理条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第113号、邑南町職員の定年等に関する  
条例の一部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第113号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第113号、邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第114号、邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第114号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第114号、邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第115号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第115号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第115号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きます。議案第116号、邑南町個人情報保護法施行条例の制定についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党、日高八重美です。議案第116号に対し、反対の討論を行います。議案第116号は、邑南町個人情報保護条例を廃止して、邑南町個人情報保護法施行条例の制定を行うものです。なぜ、今ある町の保護条例を廃止しなければいけないのでしょうか。2021年5月にデジタル関連法が成立しました。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。国民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありませんが、デジタル化の大前提は政府が個人情報を適切に管理し、安心安全を求める国民に信頼されることです。今ある邑南町個人情報保護条例は48条からなり、国よりも厳しい独自の規制や保護を行っているしっかりとした条例であり、住民は安心して自分の大切な個人情報を委ねることができるものと思います。自治体は教育、健康診断、介護サービス、子育てといった住民サービスに直結する個人情報の宝庫です。これらの情報が現行の自治体の個人情報保護条例で規制され、デジタル情報の支障になるとして今回改定された個人情報保護法施行条例を全国的な共通のルールに一元化することを目的としたものです。その目的は匿名加工情報制度と情報連携です。例えば、匿名加工情報制度は名前、住所、番地などを隠して加工すれば個人情報を外部提供することも可能です。本人の同意は必要なく、提供したことも本人に通知せず、また自分情報は提供対象から外して欲しいと請求することもできません。国は23年4月の改定法施行に間に合うよう、自治体に条例の改廃を求めています。このことが議案第116号の背景にあります。住民のプライバシーや預かっている個人情報を守ることは地方自治体の責任です。国の法律が強行される中で条例の廃止を先行させることに賛成はできません。これをもって、議案第116号に反対する討論とします。議員の皆様のお賛同をよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第116号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第116号、邑南町個人情報保護法施行条例の制定についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第117号、邑南町子ども条例の制定についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 日本共産党、日高八重美です。議案第117号、邑南町子ども条例案に対し、反対の討論を行います。昨年の7月から条例の作成の準備をされ、ワークショップや住民会議、パブリックコメントなど行われて、広く町民からの協力を経てこのたびの条例案が提出されたものと承知しております。今回の条例案の前文では、子どもの権利条約の理念である、生命、生存、発達に対する権利、子どもの最善の利益の確保、子どもの意見の尊重及び差別の禁止を原則として、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利がうたわれており、評価できるものです。ただ、気になるのは第5条、保護

者の役割として心身ともに安らぐことができる家庭環境つくりとある点です。文言の意味を否定するものではありませんが、そういう家庭環境をつくることを支援するのが行政の役割ではないかと考えます。さまざまな環境にある保護者に対して、条例で求めることではないのではないのでしょうか。また、今回の子ども条例案の内容は、子ども施策の基本となる事項が示されていますが、中学生のワークショップや住民会議での意見を反映し、子どもの権利条約に基づいた条例にしていくことが必要であると考えます。以上のことから議案第117号に反対いたします。議員皆様の御賛同よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第117号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第117号、邑南町子ども条例の制定についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第118号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第118号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第118号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第119号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第119号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第119号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第120号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)



●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第120号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第120号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第121号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第121号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第121号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第122号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第122号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第122号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第123号、令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第123号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第123号、令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

●辰田議員（辰田直久） 12番、議長。

●石橋議長（石橋純二） 12番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 議案第124号、一般会計補正予算第10号に反対の立場で討論をいたします。この議案は、矢上高校の寄宿舍となるべく、邑学館の新館の工事費に関わる補正予算であります。9月議会で補正と今回の補正と含めれば、当初予算からすれば1億2,000万円。率にすれば30%以上の増額補正となります。その間議会として

建設計画を確認し当初予算を承認し、9月補正も承認した経緯は御承知のとおり。そして原因は、物価高による資材高騰等の影響が大きいものであるとも理解をしたところでございます。しかし、ここにきて3ヶ月で再度の補正。前途多難な財政事情の中で、はいはいおいそれと承認すべきものかと考えを巡らせたところでございます。必要なものは必要なものとして、取得に向けて予算措置を講じることは当然であるにいたしましても、その要因が果たして正当なものか。また、少なくとも初期の目的を達成するうえで、工夫や節約を行い事業費をできるだけ抑える努力をすることは、必要なことではないかと思われまいます。そこで、執行部として事業費増額につながった入札準備をはじめ、建築内容の精査などを行ってきたかどうか。怠慢な点はなかったのか。議会も通すだろうからという慢心はなかったのか。全協等の協議のなかにおいても、議会側から建設審査会での精査の必要性を指摘したことによって、準備がさらに遅れたとか、グレードの高い寄宿舎は以前より議会のほうからも要望があったとか、人ごとのように無責任な発言もあったように思います。財源はなんとかなるというのではなく、交付金、公のお金であることも間違いはないわけです。誰も自分が事業主発注者等だとしたら、さまざまな工夫と知恵をしぼるはずだと思います。また、これまでの担当課の説明や資料提供においても、不明確な点も多く、少なくとも当初予算に即して早め早めの対応をしていれば再度の補正は不要であり、ここまでの額には膨れ上がってはいなかったはずですよ。その影響で異例ともいえる財政対応もされているのではないのでしょうか。そのうえで、大規模な設計変更は時間的にも困難であるということも理解しておりますが、今回補正増額分なしでの見直しをとという提案もいたしましたが、取り組んでみようとする答弁等もありませんでした。これまでも道の駅借地問題にしても、議会軽視の事案もあったように、住民の代表である議会に対し、否あるものは認め改め対処し理解を求めべき点もあるのではないのでしょうか。感情論ばかり執行部にあたっても仕方ないと思いますが、異なった視点から述べますと、この邑学館の建設は、直接的にはコロナ対策というのが大きな目的としてあげられておりますが、間接的には矢上高校の入学生の確保だと思います。競争率1倍を目標にするのもよいことですが、地元出身の生徒さんの進学にもっと力をいれるべきであり、特定の部活動に集中することの弊害もあるかもしれませんが、将来的なことも考える必要もあるはずですよ。しかし、町外から来ていただく生徒さんも大切です。でも、立派で希望どおりの寄宿舎を目当てで入学される訳でもなく、腹一杯食べられる給食や寮費が軽減されるほうが歓迎されるのではないのでしょうか。また、町外入学者におかれましても、地元に残っていただけるような対応とか、大学専門学校に進学後、再び本町に帰ってきていただける施策に、お金を投入すべきものだと私は考えます。こういった比較は単純にはできないことはわかりますが、建設費を増額するならば、その分だけでも、こういった方面へ考えていくことも意味ある予算になるん

ではないかと思えます。これらの経緯を踏まえたうえで、結論として、9月補正で議会が承認した額の範囲以内で、初期の目的を果たせる邑学館新館を建設することが不可能ならともかく、見直しすれば可能であるならそうすべきであるとともに、できないはずはないのではないかと思えます。今回の増額補正は必要ないものと私は判断し、本議案に反対をするものです。そして、議員の皆様にはこの事業に限らずコロナ等で疲弊し、物価高で苦しんでいる中で、今一度議会人として責任と誇りを持って、生きたお金が使われるように考えていく時期がきていることを、認識していただきたいということも申し上げて、反対討論といたします。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 5番、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、5番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 5番議員の瀧田均です。議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について、賛成の立場で討論をいたします。令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ3,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,881万5,000円とするものです。この補正予算は邑学館新館別棟整備事業として、矢上高校寄宿舎生徒へのコロナ対策である三密回避の目的で進められていた事業が、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症さらには円安の影響で資材の価格が高騰し続けていることにより、工事費が不足することが見込まれたため予算の増額を提案されたものです。この工事費にあてる追加金額は、3,225万3,000円であり、その財源については合併特例債3,060万円、一般財源が165万3,000円となっています。この事業の全体予算のほとんどが、過疎債等の有利な起債でまかなわれています。この事業については9月議会でも増額の補正予算が上程され、可決されたところであり、定例会において2回連続で増額補正予算が組まれることは、異例なことと承知しております。9月補正の主な増額要因は、今回と同様に資材価格の高騰、そして労務費、経費等の上昇と地盤対策としてラップルコンクリートの増打ちが要因でありました。この9月補正の時点では、工事費等を含めた設計額が第三者機関で精査されていなかったため、設計額が妥当かどうかははっきりしていないことから、工事請負の入札が不調になる可能性もあったと思うところです。そうなった場合工事費の積算のやり直しが必要となり、現在よりも事業の進捗はさらに遅延したもの

と思われます。今定例会でのこの事業の増額補正による予算額は、専門家の助言により島根県建築住宅センターへ設計額の精査をしてもらい業務を依頼し、設計額の見直しが行われ適正な設計額が算出されたものと認識しています。急がば回れという言葉がありますがまさにこの言葉どおりであり、今後この事業が着実に進捗していくことを望むところです。今後のこの事業の予定については、令和5年1月に制限付き一般競争入札が行われ、令和5年2月から工事が開始され、9か月から10か月程度をかけて建物が完成し、令和5年10月頃から利用開始される予定と担当課から説明を受けています。さて、今回の補正予算については9月補正に続いての増額であり、あまりにも予算の増額補正が安易頻繁に行われ、周到な準備がなされてこなかったことが要因ではないかという意見があるのも事実であります。そうしたことについては、質疑の場で石橋町長から遺憾と反省意向が示されました。具体的には寄宿舎を利用する高校生の意見聴取等について、もう少し早い時期に行うべきであったこと。もう1点は、今回の事案の反省から事業の設計費については、適正な算出額となるよう早い段階から第三者機関を入れて調整する等のルールづくりを、検討していくことが述べられました。その上でこの事業については、矢上高校の生徒確保ひいては高校存続の根幹に関わる取り組みでもあるため、議会の協力をお願いしたいとの発言がありました。今回建設する邑学館新館別棟については、矢上高校の意向や生徒の意見も慎重に聞き、そうした希望を取り入れて設計に反映されていると伺っています。担当者からは、新しい寄宿舎へ入寮する可能性の生徒から、自分たちの思いのこもった寄宿舎が早くできることを願っている、といった声が聞かれると伺っています。そうした話を聞くにつけ、一刻も早くこの邑学館新館別棟が完成し、生徒が笑顔で充実した寮生活を送れるようになることを希望するものです。建設資材の高騰は私たちにはどうすることもできないことです。この事業については、考えられる変更策と比較してもいろいろな要素を勘案すれば、現在の計画案どおりで事業が完了することがよりよい選択だと私は思います。議員の皆様のお賛同をよろしくお願い申し上げます。

これで私の賛成討論を終わります。

●石橋議長（石橋良治） 反対討論はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 10番、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 議案第124号に反対の立場で討論します。本議案は邑学館

新館別棟工事の建設工事に係るもので、9月に続き事業費を追加するための2回目の補正です。3億円を超える大型事業であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による生産及び物流の停滞、ウクライナ情勢円安による原料価格の高騰など、社会情勢の急激な悪化により適切な事業費算出が難しかったことは理解します。しかしながら、小中学校のトイレ改修は社会情勢の悪化を見越して年度初めの早期の入札で対応した事例もあります。石見中学校の改築工事も事業費の増額補正をしたのちすぐに入札を行い、現在工事着工していることなど、他の建設工事と比べ本事業の遅れが目立つものがあります。また、今回は9月の事業費補正後、11月4日の臨時議会において工事が年度内に完了しない見込であり、工事完了予定を来年度にする入札を行うために繰越明許費の設定も行っています。質疑等において繰越明許費は限度額設定であり、変更は可能であるとの説明はありましたが、委員会本会議の議案の説明書等において、事業費が増額にある可能性についてはふれられていません。この時点では誰も入札の準備が調い9月補正後の事業費で入札、事業着工と進んでいくものと理解していたと思います。事業費の未確定の部分があり、再度補正が必要な可能性があるならば、11月に繰越明許費の設定を行わず事業費の積算ができた時点で、例えば今議会で金額の増額補正と繰越明許費の設定を行えば、あらぬ誤解を招くことはなかったと考えます。予算編成、議決の時期に問題はなかったのでしょうか。最後に気になるのは、本事業の補正額の大きさです。今回の補正後の事業費は4億8,889万7,000円で、当初予算と比較すれば1億2,039万7,000円。率にして32%の増額となっています。9月補正時において設計見直し等により、1,370万円分節減したうえでの補正であるとの説明を受け理解はしています。今後さらなる設計変更仕様変更などの工夫により、工事費を下げることができないかの質問に対しては、町長はまったく前向きな返答はされませんでした。邑学館新館別棟の建設の必要性は認めています。一般的には資材の高騰など今後も工事費が増加する見込みがある建設工事では、議会は工事着工後もあらゆる手段を研究し、工事費の増加を必要最小限にとどめる努力をすることなどの付帯決議を行い、賛成をするという方法もあるかと考えます。本議案は議員としても大変悩ましい議案であると思います。しかしながら、執行部のこれまでの事務の進め方。そして今後のさらなる経費節減への努力の姿勢が見られないこと。9月補正の範囲以内でこの事業に取り組む方法も残されていること。また、討論の中で判明したとおり、事務的には執行部側のミスも町長も認めていること。それらを考えたときに大変悩ましいことではありますが、現時点で本議案に理解をし賛成をすることは難しいことから反対をします。以上です。よろしく申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。この採決は、起立によって行います。議案第124号に賛成の方の起立を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 賛成多数。したがって、議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午後 2時 26分 休憩 ——

—— 午後 2時 26分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 【発委第5号】 )

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、総務教民常任委員会委員長から発委第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、発委第5号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。



( 追加日程第 1 委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決 )

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1、委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決にはいります。発委第 5 号、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）を求める意見書の提出についてを議題としたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

—— 午後 2 時 29 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 30 分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 失礼いたします。令和 4 年 1 2 月 1 4 日、発委第 5 号、邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長、平野一成。高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 3 条第 3 項の規定により提出いたします。提案理由ですが、別紙のほうで提案理由を掲載をしております。意見書につきましては、こちらの別紙をもって議員各位がお読みいただき、確認をいただきたいと思います。議員諸氏の賛同をお願いするものであります。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2 時 31 分 休憩 ——

( ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 )



—— 午後 2時 33分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第5号、高速バス停の施設改善（点字ブロック設置、その他）を求める意見書の提出についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 閉会中の継続審査または継続調査について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5、閉会中の継続審査または継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続審査

または継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第6 議員派遣について )

●石橋議長(石橋純二) 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 閉会宣告 )

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和4年第8回邑南町議会定例会を閉会といたします。御苦勞様でございました。

— 午後 2時 36分 閉会 —